

労働基準監督署に対する届出などについて

労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等においては、各種の届出などに関する定めが置かれています。これらの届出などは「事業場」ごとに届け出る必要があります。「事業場」とは、会社を「場所別」に捉えるもので「支社」「営業所」等のように組織上、一定程度独立している単位のことを言います。

また、「事業場」の労働者数に関係なく届け出なければならないものと、労働者数によって届け出る必要があるものとがありますので注意してください。

1 新しく会社を設立したり、移転などによって、労働者を一人でも雇用することになったら届出が必要なもの

適用事業報告(様式第23号の2)

労働保険関係成立届(様式第1号)

届出には登記簿の写し等、事業場の所在地・業種が確認できるものが必要です。

労働保険概算保険料申告書(様式第6号)

新しく雇った労働者に対しては「労働条件通知書」を交付して労働条件を明示してください。賃金は最低賃金額を下回って定めることはできません。(最低賃金額は都道府県別に定められています)。また、「雇入れ時の健康診断」を実施してください。

2 毎年、届出が必要なもの

労働保険の年度更新手続

(毎年6月1日から7月10日までの間に手続きを済ませてください。) 手続きに必要な書類は郵送にてお送りします。

健康診断結果報告書(様式第6号など)

健康診断を行ったときは、遅滞なく結果報告書をご提出ください。なお、健康診断の結果については必ず本人に通知し、異常の所見があると診断された労働者に対しては、健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴いてください。

3 労働時間についての届出

時間外・休日労働を行わせる場合には

時間外・休日労働に関する協定届(様式第9号)

変形労働時間制度を採用する場合には

1年単位の変形労働時間制に関する協定届(様式第4号)

裁量労働制を採用する場合には

専門業務型裁量労働制に関する協定届(様式第13号)

企画業務型裁量労働制に関する決議届(様式第13号の2)

企画業務型裁量労働制に関する報告(様式第13号の4)

4 業務上の災害が発生したら
重大な事故が発生したら、直ちに報告してください

労働者死傷病報告

休業日数1日から3日の場合は様式第24号

休業日数4日以上の場合は様式第23号

治療を受けた病院が労災指定病院の場合

療養補償給付たる療養の給付請求書(様式第5号)を病院に提出

治療を受けた病院が労災指定病院ではなかった場合

療養補償給付たる療養の費用請求書(様式第7号)を労働基準監督署に提出

提出

休業補償給付支給請求書(様式第8号)

療養のため労働することができず、賃金を受けられない場合

5 通勤災害が発生したら

治療を受けた病院が労災指定病院の場合

療養給付たる療養の給付請求書(様式第16号の3)を病院に提出

治療を受けた病院が労災指定病院ではなかった場合

療養給付たる療養の費用請求書(様式第16号の5)を労働基準監督署に提出

提出

休業給付支給請求書(様式第16号の6)

療養のため労働することができず、賃金を受けられない場合

6 10人以上の労働者を使用するようになった場合(事業場規模10人以上になったとき)に届出が必要なもの

就業規則(賃金規程など別規程を含む)を作成し、届け出る必要があります

就業規則の内容を変更したときにも届出が必要となります

なお、いずれの場合にも労働者代表等の意見書を添付する必要があります。

業種により、安全推進者又は衛生推進者を選任し、労働者の健康管理などを担当する責任者をおいてください。

7 50人以上の労働者を使用するようになった場合(事業場規模50人以上となったとき)に届出が必要なもの

産業医選任報告書(様式第3号)

医師免許証、認定産業医の資格証など産業医の資格を有するものであることを証する書面の写しを添付してください。

衛生管理者選任報告書(様式第3号)

衛生管理者の資格証の写しを添付してください。

安全管理者選任報告書(様式第3号)

選任時研修修了証の写しを添付してください。衛生委員会(業種により更に安全委員会)を設けて、職場の環境等について労使で話し合う機会を設けてください。

定期健康診断結果報告書(様式第6号)
心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書(様式第6号の2)(ストレスチェック)

八王子労働基準監督署の行政運営

八王子労働基準監督署管内は、八王子市、日野市、多摩市、稲城市の4市にまたがり、適用事業場は28,295、労働者数は355,589人となっています(H28経済センサス 活動調査)。管内4市の人口は約100万人、面積は約253平方キロメートルで、山手線内側の面積の約4倍の広さがあります。現在管内では都心部と同様第三次産業化が進んでおり、全産業に占める割合は約78%に上っていますが、製造業が約10%、建設業も約9%ほど存在します。

監督署の組織と主な業務

1~4方面	事業場に対する監督指導 法律違反の申立て(申告)や相談への対応 就業規則・時間外協定など各種届出の受理 悪質・重大な法違反に対する司法処分
安全衛生課	安全衛生に関する指導・相談への対応 各種届出、報告の受理審査 特定機械の検査
労災課	労働保険の加入、労働保険料の徴収 労災保険に関する請求・相談への対応
業務課	職員に係る庶務・会計全般 情報セキュリティへの対応
総合労働相談コーナー	労働に関わる相談全般

庁舎案内



八王子労働基準監督署
〒192-0046
東京都八王子市明神町3 8 10
TEL: 042 680 8752 (方面) TEL: 042 680 8785 (安衛)
TEL: 042 680 8923 (労災) TEL: 042 680 8081 (相談)
FAX: 042 646 1524

行政運営に当たっての基本的姿勢

1

長時間労働の抑制を始めとする職場環境の整備等

引き続き長時間労働の抑制等の監督指導を実施するとともに、労働時間の縮減等に取り組む中小企業等に対して丁寧な支援を実施します。

2

労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

「第13次八王子労働基準監督署災害防止計画」に基づき、労働災害防止対策、メンタルヘルス・健康確保対策等を一層推進します。

3

最低賃金制度の適切な運営

改正された最低賃金額については、効果的な周知広報を行うとともに、履行確保を図ります。併せて、賃金引き上げに向けた中小企業支援事業の周知・利用促進に努めます。

4

迅速・的確な労災補償の実施

労働災害による被災労働者やその遺族からの療養や休業等の労災請求について、迅速・的確な対応を行います。

重点対策

労働基準行政は、心身とも健康でゆとりある勤労者生活の実現を基本的な使命としており、当署はこの使命に基づき、厚生労働省の地方部局のひとつである東京労働局の第一線機関として、労働条件確保・改善対策、労働者の安全と健康確保対策、労災補償対策の各分野で、本年度は以下の取り組みを進めてまいります。

1 労働条件確保・改善対策

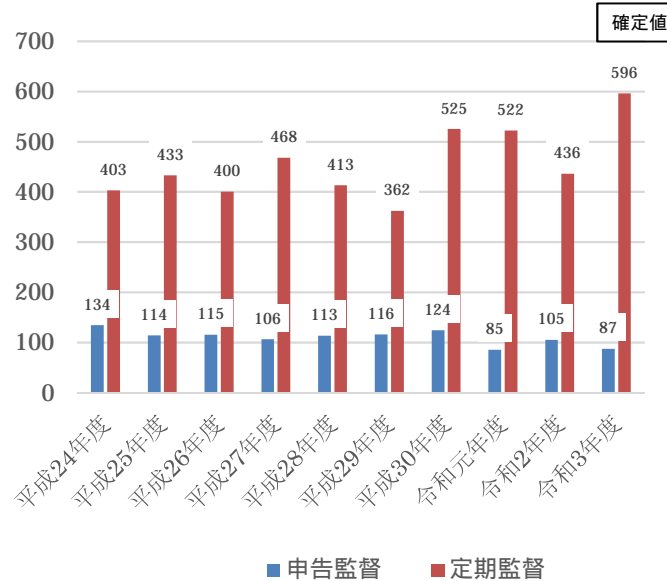
コロナ禍において、長時間・過重労働の情報が減少する一方で、賃金不払残業の情報が多く寄せられていることから、長時間労働抑制・過重労働による健康障害防止のみならず基本的な労働条件の枠組みの確立を目的とした監督指導も積極的に行ってまいります。

改正労基法による時間外労働上限規制が施行されましたが、いまだこれに対する中小零細企業の取組は不十分であることから、中小零細企業に対しては、法違反の指摘のみならず、引き続き行政からの積極的な支援を行ってまいります。

また、管内には最低賃金未満の事業場のほか、時間給1,000円未満の事業場が確認できることから、引き続き最低賃金の周知を徹底してまいります。

- 改正労基法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底
- 中小企業及び時間外労働上限規制適用猶予業種を中心とする改正労基法等の周知及び支援並びに新たな働き方に対応した適切な労務管理の導入支援等
- 最低賃金の周知及び履行確保

表1 直近10年間の監督実施件数の推移



2 労働災害防止対策

東京労働局としては、平成30年度を初年度とする「第13次労働災害防止計画」の目標として

- 死亡災害: 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少。
- 死傷災害: 2017年と比較して、2022年までに5%以上減少。
- メンタルヘルス対策として、ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上。
- 熱中症による死亡災害を発生させない。

等を掲げて推進していきます。

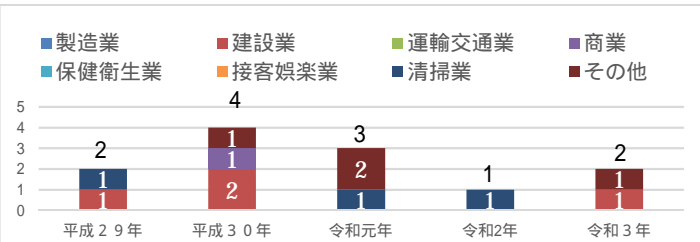
このため、八王子労働基準監督署の今年度は、



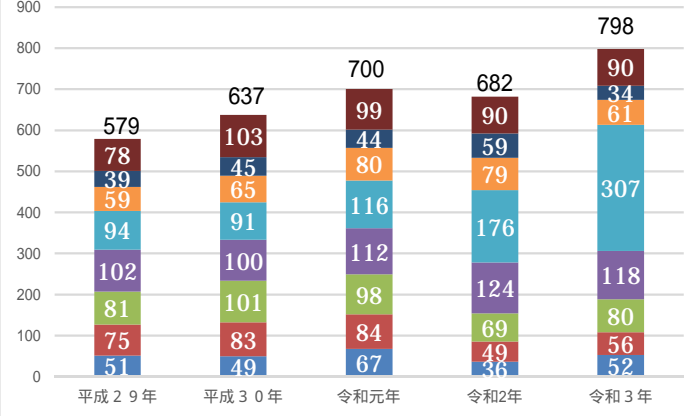
- 第13次労働災害防止計画の周知及び取組の推進
目標: 死亡災害1人以下、死傷災害550人以下
- 死亡災害の撲滅と的確な労働災害防止対策の推進
- 転倒などの行動災害防止対策の推進
- 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

等の対策を中心に労働災害の減少を指導していくこととします。

表2 労働災害の発生状況(労働者死傷病報告提出件数) 死亡災害発生状況



死傷災害発生状況



3 健康確保対策

労働者の健康確保対策では、過重労働などによって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっている中、過労死等を防止するためには、長時間労働対策などに加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要です。

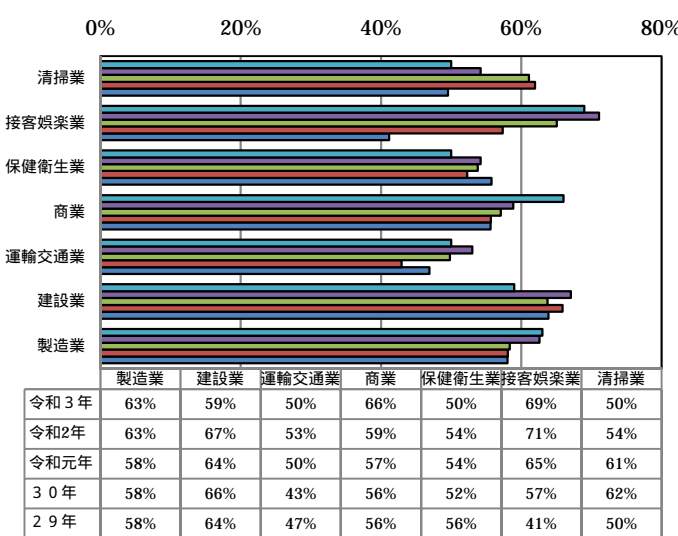
また、化学物質等や石綿による健康障害防止対策の推進のほか、腰痛予防対策、熱中症予防対策、一酸化炭素中毒防止対策、粉じん障害防止対策等の職業性疾病対策についても引き続き対応が必要です。

さらに、定期健康診断結果報告によれば、何らかの所見を有する労働者の割合は年々高くなっています。当署管内においては、令和3年も57.05%という高い数値を示しており、有所見者に対する事後措置等の実施の徹底も重要となっています。その他、治療と仕事の両立支援対策についても取組の促進を図る必要があります。

今年、当署では次の事項について積極的に取り組むこととします。

- メンタルヘルス対策の推進(ストレスチェック制度の実施促進)
- 化学物質・石綿による健康障害の防止対策の推進
- 熱中症予防対策
- 定期健康診断の提出率の向上
- 各種管理者の選任率の向上

表3 定期健康診断業種別有所見率の推移



4 労災補償対策

労災保険は、業務上災害や通勤災害で被災した労働者やその家族の生活を補償することを目的とし、労働者が安心して治療に専念し、早期に職場復帰ができることを目指す制度です。

そのため、当署では、次の事項について積極的に推進します。

- 労災保険給付の迅速・公正な処理
- 過労死、アスベスト、胆管がん請求事案等への的確な対応
- 被災労働者の早期社会復帰のための支援
- 労働保険の未手続事業場の解消
- 不正受給防止・費用徴収事案への的確な対応

表4 労災保険給付の状況(令和2年)

	件数	金額
療養(補償)給付		
業務災害	16,197	767,585,833
通勤災害	4,243	319,875,486
休業(補償)給付		
業務災害	2,643	378,868,367
通勤災害	632	65,445,270
障害(補償)給付(一時金)		
業務災害	132	99,316,050
通勤災害	45	21,571,671

表5 脳・心臓疾患及び精神疾患、石綿疾患の労災請求件数

